

旭市総合評価方式ガイドライン

策 定 平成30年12月26日

施 行 平成31年 4月 1日

旭 市

目 次

1	総合評価方式の概要・意義	1
2	総合評価方式によるメリット	1
3	旭市総合評価方式の実施方針	2
4	実施手順	3
5	実施手順ごとの解説	4
6	評価項目・配点等	6
7	評価項目及び評価基準	7
8	評価項目及び評価基準の詳細	8
9	技術評価	10
10	技術審査	10
11	学識経験者の意見聴取	11
12	評価方法	11
13	その他	13

1 総合評価方式の概要・意義

平成17年4月1日に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」で「公共工事の品質確保が、良質な社会資本の整備を通じて、豊かな国民生活の実現及びその安全性の確保、環境の保全、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与するものであるとともに、現在及び将来の世代にわたる国民の利益であることにかんがみ、公共工事の品質確保の促進を図る」と規定されている。

価格と品質が総合的に優れた公共工事を実施する手法として、総合評価方式を適用することにより、公共工事の施工に必要な技術的能力を有する者が施工することになり、品質の確保が図られ、工事目的物の性能・機能の向上、長寿命化、維持修繕費の縮減、施工不良の未然防止等による総合的なコストの縮減、交通渋滞対策、環境対策、事業効果の早期発現等が効率的かつ適切に図られることにより、現在かつ将来の市民に利益がもたされることと、技術と経営に優れた健全な建設業が育成されることが期待される。

「旭市総合評価方式ガイドライン」は、旭市が総合評価方式を実施するにあたり、実施方針及び評価方法等についてとりまとめたものである。

本ガイドラインは、今後とも受発注者からの意見等を考慮するとともに、各法令の改正等に合わせて改正することとし、実施方針、評価方法等の改善・向上、さらには、事務処理の軽減を図るものとする。

2 総合評価方式によるメリット

- (1) 価格と品質が総合的に優れた調達により、優良な社会資本整備を行うことができる。
- (2) 必要な技術的能力を有する建設業者のみが競争に参加することに

より、ダンピングの防止、不良・不適格業者の排除ができる。

- (3) 技術的能力を審査することにより、建設業者の技術力向上に対する意欲を高め、建設業者の育成に貢献することができる。
- (4) 価格と品質の二つの基準で業者を選定することから、談合防止に一定の効果が期待できる。
- (5) 総合評価方式の活用により、地域の建設業者の役割を適切に評価することも可能となり、一般競争入札の導入・拡大を進めやすくなることから透明性の確保が図れ、納税者の理解を促進することができる。

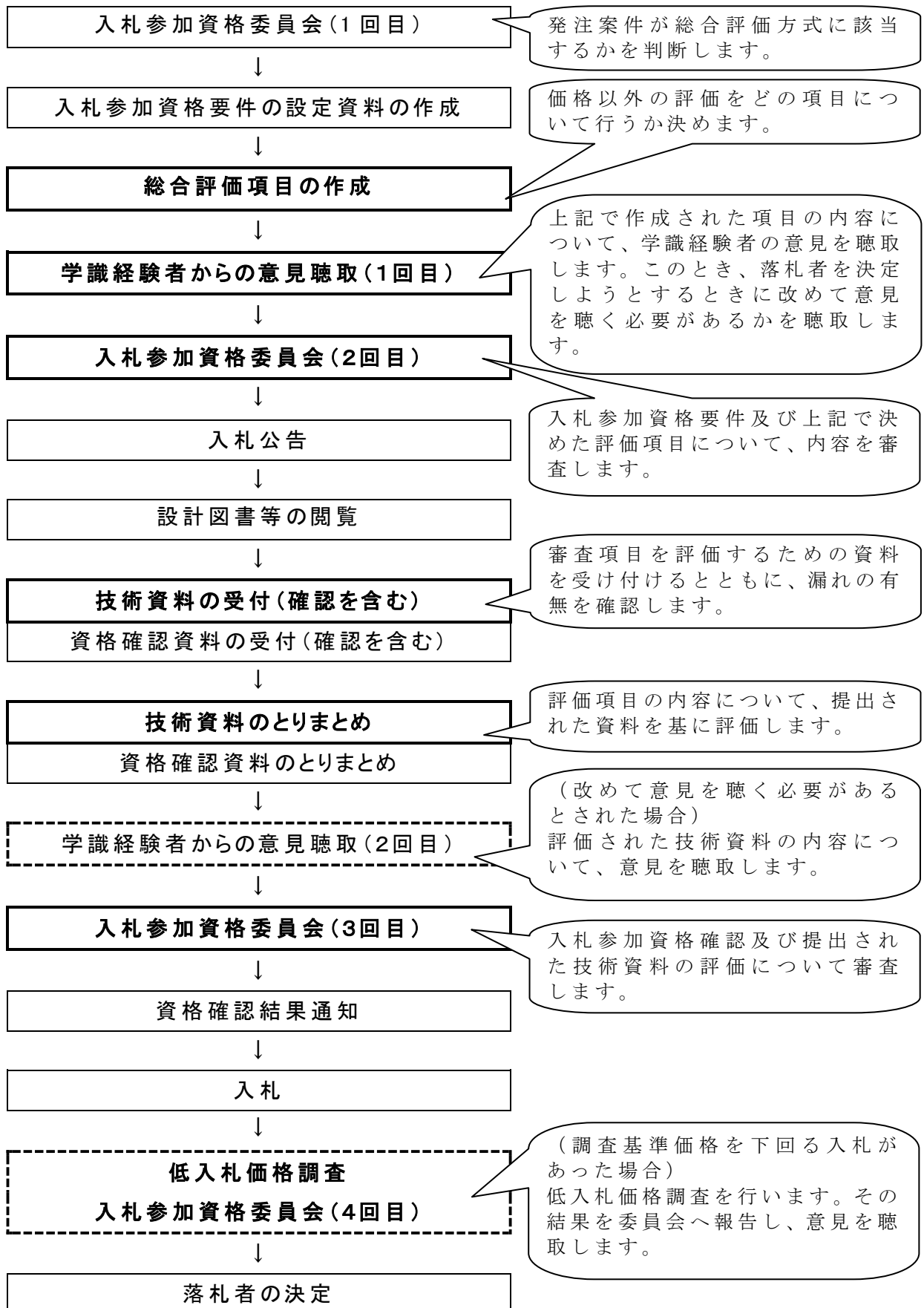
3 旭市総合評価方式の実施方針

- (1) 設計額1億円以上（税込）の工事のうち、入札価格及び価格以外の要素（以下「技術的要件」という。）を一体として評価することが妥当と認められる工事とする。
- (2) 「特別簡易型※」により実施し、評価値の算定方法は、価格当たりの工事品質を求める「除算方式」とする。

※特別簡易型

技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事において、同種工事の施工実績、経験や工事成績等について記述した技術資料の提出を求め、定量化された評価項目と入札価格を総合的に評価する方式。

4 実施手順 ※太枠は総合評価方式に係る業務



5 実施手順ごとの解説

総合評価実施要綱：旭市建設工事総合評価方式実施要綱
一般競争入札要綱：旭市建設工事に係る一般競争入札実施要綱
低入札実施要綱：旭市低入札価格調査実施要綱

(1) 入札参加資格委員会（1回目）

設計額1億円以上（税込）の工事のうち、技術的要件を一体として評価することが妥当と認められるかを判断する。

@総合評価要綱第2条、一般競争入札要綱第2条

(2) 総合評価項目の作成

別に示す価格以外の評価項目及び評価基準（以下「落札者決定基準」という。）を標準として評価項目を設定する。

@総合評価要綱第3条、一般競争入札要綱第3条・第5条

(3) 学識経験者の意見聴取（1回目）

落札者決定基準（案）について、学識経験者から意見を聴取する。この時に、学識経験者からは、2回目の意見聴取（落札者基準に基づいて落札者を決定しようとするとき）が必要かどうかの意見も聴取する。

@総合評価要綱第4条

(4) 入札参加資格委員会（2回目）

入札参加資格要件及び落札者決定基準（案）について、旭市建設工事等入札参加資格委員会で審査する。

@総合評価要綱第3条

(5) 入札公告

落札者決定基準・技術資料を求める内容を入札公告文に明示し、公告する。

@総合評価要綱第5条、一般競争入札要綱第6条、旭市財務規則第128条

(6) 設計図書の見覧

入札公告文に記載されたとおりとする。

@一般競争入札要綱第6条・第8条

(7) 技術資料及び資格確認資料の受付

入札公告文で求めた資料は、別添に定められた様式により、ちば電子調達システムで受付する。

@ 総合評価要綱第6条、一般競争入札要綱第6条

(8) 技術資料及び資格確認資料のとりまとめ

提出された資料をとりまとめ、整理するとともに、公正に評価し、技術評価（案）を作成する。

@ 総合評価要綱第6条・第12条、一般競争入札要綱第9条

(9) 学識経験者の意見聴取（2回目）

落札者決定基準（案）について、1回目の意見聴取をした際に、改めて意見を聴く必要があるとされた場合に実施する。

@ 総合評価要綱第4条

(10) 入札参加資格委員会（3回目）

入札参加資格確認申請書及び評価した技術評価（案）について、旭市建設工事等入札参加資格委員会で審査する。

@ 総合評価要綱第8条、一般競争入札要綱第9条

(11) 資格確認結果通知

入札参加資格委員会の審査結果を踏まえ、確認結果通知書により通知する。

@ 一般競争入札要綱第10条

(12) 入札

一般競争入札を実施する。総合評価方式による一般競争入札の技術的要件については、設定された各評価項目に応じて得点を与える。

@ 一般競争入札要綱第12条

(13) 低入札価格調査

調査基準価格を下回る入札があった場合は、旭市低入札価格調査実施要綱に基づき調査を実施する。その調査結果を入札参加資格委員会へ報告し、その意見を踏まえ失格判定基準に該当するか否かを決定する。

@ 総合評価要綱第10条、低入札実施要綱

(14) 落札者の決定

- ① 技術評価点（標準点＋加算点）を入札価格で除して、評価値を算出する。
- ② 次の要件に全て該当する者のうち評価値の最も高い者を落札者とする。

- ア 入札価格が予定価格を超えていないこと。
 - イ 低入札価格調査要綱により当該入札が無効または失格ではないこと。
- ③ 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

@ 総合評価要綱第11条、低入札実施要綱

6 評価項目・配点等

(1) 評価項目

総合評価方式における技術力に係る評価は、別に示す評価項目及び評価基準により行う。

当該評価項目以外にも、工事の特性に合わせた評価項目を追加設定できるほか、工事内容等により適正な評価が困難な項目などについて、適宜変更又は削除できるものとする。

(2) 配点等

ガイドラインに示されている配点以外（評価項目・評価基準含む）を設定するときは、学識経験者からの意見聴取と入札参加資格委員会の審査を実施する。

7 評価項目及び評価基準

区分	項目	細目	配点	配点細目	評価基準	
企業の技術力	企業の施工能力	過去10か年度に引渡しの済んだ同種工事の施工実績	7	2	公共工事の実績(2点) その他の実績(0点)	
		旭市発注工事における過去2か年度の同一工種での工事成績(4件まで申請可能) ただし、旭市工事成績評定が行われた工事		4	80点以上(1点/件) 75点以上80点未満(0.75点/件) 70点以上75点未満(0.5点/件) 65点以上70点未満(0.25点/件) 65点未満(0点) 成績なし(0点)	
		旭市発注工事における過去2か年度の事故及び不誠実な行為		0 ~ -4	なし(0点) 文書注意(-2点) 指名停止(-4点)	
		ISO9001・ISO14001の認証取得状況		1	いずれかを取得(1点) なし(0点)	
	配置予定技術者の能力	過去10か年度に引渡しの済んだ同種工事の施工実績	6	2	国・県等の実績(2点) 市町村の実績(1点) その他の実績(0点)	
		旭市発注工事における過去5か年度の本工事と同一工種での工事成績(2件まで申請可能) ただし、旭市工事成績評定が行われた工事		4	80点以上(2点/件) 70点以上80点未満(1点/件) 70点未満(0点) 成績なし(0点)	
	企業の信頼性・社会性	地域精通度	過去10か年度に引渡しの済んだ旭市内での公共工事の施工実績	7	2	実績あり(2点) 実績なし(0点)
		地域貢献度	旭市内に建設業法に基づく本店又は支店の有無		2	本店がある(2点) 支店がある(1点) なし(0点)
災害協定締結の有無			3		締結があり、出勤実績がある(3点) 締結がある(2点) なし(0点)	
合計			20			

8 評価項目及び評価基準の詳細

① 企業の施工能力

評価項目	評価基準
過去10か年度に引渡しの済んだ同種工事の施工実績 1) 過去10か年度とは、当該工事を入札公告する前年度からの過去10か年度に、当該年度の入札公告の日までを加えた期間とする。 2) 同種工事を元請として施工した実績（共同企業体の構成員の場合は出資比率20%以上）により評価する。 3) 公共工事とは、国土交通省、他省庁、独立行政法人等、都道府県、道路公社、まちづくり公社、土地開発公社、下水道公社、住宅供給公社、農業開発公社、政令指定都市及び市町村の発注する工事をいう。	・公共工事の実績 ・その他の実績
旭市発注工事における過去2か年度の同一工種での工事成績 1) 過去2か年度とは、当該工事を入札公告する前年度からの過去2か年度に、当該年度の入札公告の日までを加えた期間とする。 2) 過去の工事成績評定点（共同企業体の構成員の場合は出資比率20%以上）により評価する。（4件まで申請可能） 3) 申請する工事成績は旭市工事成績評定が行われた工事とする。	・80点以上 ・75点以上80点未満 ・70点以上75点未満 ・65点以上70点未満 ・65点未満 ・成績なし
旭市発注工事における過去2か年度の事故及び不誠実な行為 1) 過去2か年度とは、当該工事を入札公告する前年度からの過去2か年度に、当該年度の入札公告の日までを加えた期間とする。 2) 文書注意は、文書注意日、指名停止は指名停止期間を対象とする。（共同企業体の構成員の場合は出資比率20%以上の工事での措置を評価する。）	・措置なし ・文書注意 ・指名停止
ISO9001・ISO14001の認証取得状況 1) 登録証の写しを提出する。 2) 入札公告の日までの認証取得を対象とする。	・いずれかを取得 ・取得なし

② 配置予定技術者の能力

評価項目	評価基準
過去10か年度に引渡しの済んだ同種工事の施工経験 1) 過去10か年度とは、当該工事を入札公告する前年度からの過去10か年度に、当該年度の入札公告の日までを加えた期間とする。 2) 同種工事を元請の主任技術者、監理技術者、現場代理人として施工した経験（共同企業体の構成員の場合は出資比率20%以上）により評価する。 3) 国等とは、国土交通省、他省庁、独立行政法人等とする。	・国・県等の実績 ・市町村の実績 ・その他の実績

4) 県等とは、都道府県、道路公社、まちづくり公社、土地開発公社、下水道公社、住宅供給公社、農業開発公社、政令指定都市とする。	
旭市発注工事における過去5か年度の同一工種での工事成績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 80点以上 ・ 70点以上80点未満 ・ 70点未満 ・ 成績なし
1) 過去5か年度とは、当該工事を入札公告する前年度からの過去5か年度に、当該年度の入札公告の日までを加えた期間とする。	
2) 過去の工事成績評定点（共同企業体の構成員の場合は出資比率20%以上）により評価する。（2件まで申請可能）	
3) 申請する工事成績は旭市工事成績評定が行われた工事とする。	

③ 地域精通度

評価項目	評価基準
過去10か年度に引渡しの済んだ旭市内での公共工事の施工実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実績あり ・ 実績なし
1) 過去10か年度とは、当該工事を入札公告する前年度からの過去10か年度に、当該年度の入札公告の日までを加えた期間とする。	
2) 公共工事を元請として施工した実績（共同企業体の構成員の場合は出資比率20%以上）により評価する。	
3) 公共工事とは、国土交通省、他省庁、独立行政法人等、都道府県、道路公社、まちづくり公社、土地開発公社、下水道公社、住宅供給公社、農業開発公社、政令指定都市及び市町村の発注する工事をいう。	
4) 国等とは、国土交通省、他省庁、独立行政法人等とする。	
5) 県等とは、都道府県、道路公社、まちづくり公社、土地開発公社、下水道公社、住宅供給公社、農業開発公社、政令指定都市とする。	

④ 地域貢献度

評価項目	評価基準
旭市内の建設業法に基づく本店又は支店の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本店がある ・ 支店がある ・ なし
1) 旭市内の本店または支店の有無により評価する。	
災害協定締結の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・ 締結があり、出勤実績がある ・ 締結がある ・ なし
1) 旭市との災害協定締結（所属団体による締結を含む。）の有無により評価する。	
2) 協定に基づく出勤実績の有無により評価する。	

※工事内容により、評価項目を追加、変更又は削除することができる。

※JV発注における配点は、構成員ごとに評価し、出資比率で按分し算出する。

ただし、按分によりがたい項目は案件毎に定めることができる。

9 技術評価

(1) 記載事項の確認

入札参加者から提出された技術資料の記載事項について、添付資料や契約担当課のデータ等を活用して確認し採点する。

(2) 技術資料提出後の修正

技術資料の提出期限後においては、提出された技術資料の訂正、差替え及び再提出を認めないものとする。ただし、提出された技術資料の内容について入札参加者に対して聴き取りを行ったときは、この限りではない。

10 技術審査

(1) 入札参加資格委員会による審査

① 技術資料の審査及び技術評価（案）の作成にあたっては、契約担当課が行う。

② 契約担当課で作成した技術評価（案）を入札参加資格委員会で審査する。

（注意）技術評価（案）の作成及び入札参加資格委員会時は、恣意性を排除し、中立かつ公正な技術資料の審査を適切に行うため、評価調書の会社名等が特定できない匿名（A社・B社・・・）で行う。また、秘密保持のため配付資料については回収する。

(2) 不適正な事項に対応する措置

① 技術資料が提出されない場合は、応札の意思がないものとして失格とする。

② 提出された技術資料に不備があった場合、訂正を求めることなく、関係する評価項目の得点を与えない。

③ 提出された資料の不誠実が明確であるときは、失格とする。

1 1 学識経験者の意見聴取

総合評価方式における技術資料等に対し、中立かつ公正な審査・評価等を行うため、学識経験者への意見聴取の場を設置する。

(1) 落札者決定基準についての意見聴取

落札者決定基準を定めようとするときは、評価項目などについて学識経験者の意見を聴取する。

このとき、落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについての意見を聴取する。

意見聴取は、契約担当課で実施する。なお、秘密保持のため、配付資料は回収する。

意見聴取の結果を、入札参加資格委員会へ報告する。

(2) 技術資料の審査についての意見聴取

落札者の決定にあたっては、落札者決定基準意見聴取の際に、改めて意見を聴く必要があるとされた場合、学識経験者の意見聴取をする。なお、秘密保持のため、配付資料は回収する。

意見聴取の結果を、入札参加資格委員会へ報告する。

1 2 評価方法

(1) 評価値算定方式

除算方式により実施する。

(2) 加算点の算出

加算点は、評価項目配点の合計を換算した得点とする。この場合、評価項目配点の合計が最高の入札参加者に、加算点の満点を与え、他の入札参加者は按分して加算点を与える。このときに、加算点は小数点以下第3位まで算出（小数点以下第4位は切捨て）する。

加算点の満点は、20点とする。 ※(6)評価算出フローの③参照

(3) 技術評価点の考え方

技術評価点は、標準点に加算点を加えたものとし、標準点は、100点とする。

$$\text{技術評価点} = \text{標準点 (100点)} + \text{加算点 (小数点以下第3位まで)}$$

(4) 評価値の算出と落札者の決定

入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

評価値の算出方法は除算方式とし、技術評価点を入札価格で除して算出する。

(5) 評価値の計算

技術評価点を入札価格で除して、評価値を算出する。このときに、評価値は整数部1桁、小数点以下第4位まで算出（小数点以下第5位は切捨て）する。

$$\text{評価値} = \text{技術評価点} / \text{入札価格} = (\text{標準点} + \text{加算点}) / \text{入札価格} \times 10^n$$

(6) 評価算出フロー

	A社	B社	C社
① 評価項目ごとの配点を合計	12	8	2
② 加算点を算出する ア 評価項目配点合計の最高者に加算点の満点(20点)を与える イ 他の者は評価項目配点合計に応じて加算点を按分する	最高者 = 20.000	$20 \times 8 / 12 =$ 13.333	$20 \times 2 / 12 =$ 3.333
③ 技術評価点を算出する (標準点+加算点)	120.000	113.333	103.333
入札価格	50,000 千円	48,000 千円	46,500 千円
④ 評価値を算出する (技術評価点/入札価格) $\times 10^n$	2.4000	2.3611	2.2222
⑤ 評価値の最高者が落札者となる	1位 = 落札	2位	3位

1 3 その他

(1) 情報公開

① 入札前

手続きの透明性・公平性を確保するため、入札の評価に関する基準及び落札者の決定方法等について、あらかじめ入札公告等において明らかにすること。

② 落札者決定後

総合評価方式により落札者を決定したときは、入札参加者の技術評価点及び評価値等を公表するものとする。

(2) 不服審査

市長は、入札参加者から技術資料等の評価理由についての説明を求められた場合は、旭市建設工事総合評価方式実施要綱第14条により、その内容を審査し、回答するものとする。

(3) 低入札価格調査

調査基準価格を下回る入札があった場合は、旭市低入札価格調査実施要綱に基づき調査を実施する。

◆低入札価格調査フロー

要綱…旭市低入札価格調査実施要綱

